

# 工業用水道事業の廃止及び 支援計画（案）

平成30年9月  
東京都



# 目次

## I 工業用水道事業の今後の方針

- 事業開始の経緯 . . . . . P 1
- 地盤沈下の状況 . . . . . P 1
- 工業用水道の供給状況 . . . . . P 2
- 経営改善の取組 . . . . . P 3
- 工業用水道事業が抱える課題 . . . . . P 4
- 包括外部監査報告書における意見（抜粋） . . . . . P 5
- 有識者委員会の提言 . . . . . P 5
- 事業継続・廃止のコスト比較 . . . . . P 6
- 地下水・地盤沈下の状況 . . . . . P 6
- 工業用水道事業の廃止 . . . . . P 8
- お客さまへの個別訪問 . . . . . P 9

## II 支援計画（案）

- 支援計画一覧(工業用水・一般雑用水) . . . . . P 11
  - (1) 料金差額補填 . . . . . P 12
  - (2) 上水道への切替工事 . . . . . P 13
  - (3) 設備・産業 . . . . . P 14
- 支援計画一覧(集合住宅) . . . . . P 17
  - (1) 料金差額補填 . . . . . P 18
  - (2) 上水道への切替工事 . . . . . P 19

# I 工業用水道事業の今後の方針

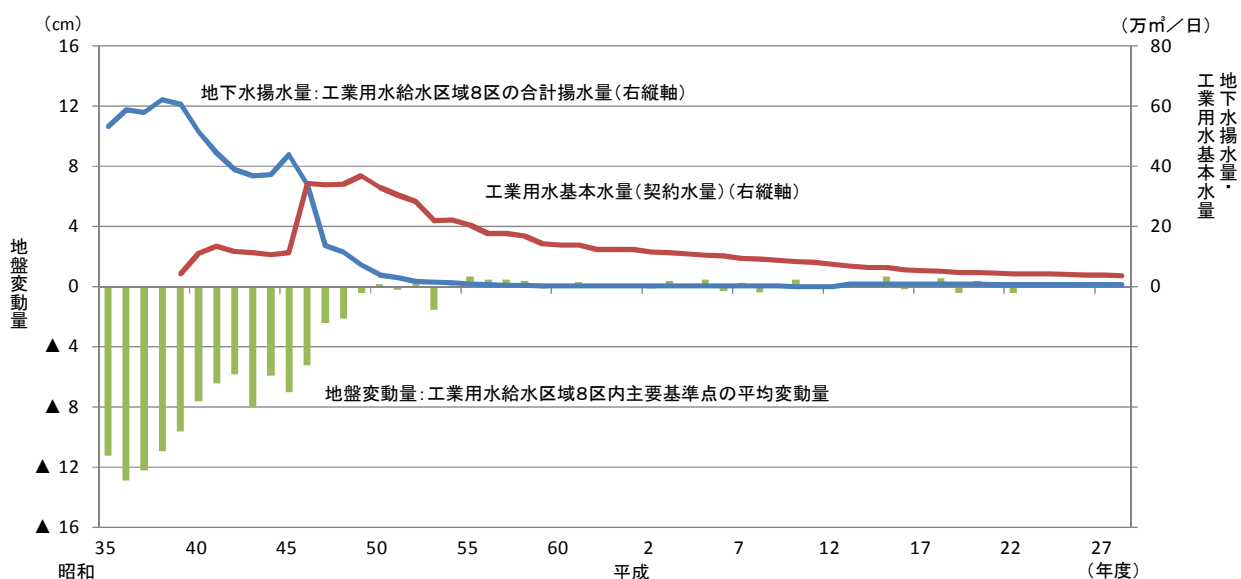
## 事業開始の経緯

- ・戦後、工業発展に伴う地下水の揚水量増大により、区部東部地域の地盤沈下が深刻化していました。こうした背景のもとに、地下水揚水規制に伴う行政施策として、工業用水法の規制の下、工業用水道を整備し、昭和39年に江東地区、昭和46年に城北地区で工業用水の供給を開始しました。
- ・さらに、昭和48年より工業用水道施設の余剰能力を活用し、雑用水の供給を開始しました。

## 地盤沈下の状況

- ・昭和31年、国は、指定地域内の工業用井戸からの地下水揚水を規制する工業用水法を制定しました。規制施行後、都内では、昭和36年に江東地区（墨田区、江東区及び荒川区並びに足立区及び江戸川区の一部）、昭和38年に城北地区（北区、板橋区及び葛飾区並びに足立区の残部）、昭和47年に江戸川区の残部（荒川以東の地域）が政令で定める地域に指定されました。
- ・規制に伴い、都内の地盤沈下量は減少しており、工業用水道を供給する区域内においては、昭和50年代以降、地盤沈下は沈静化しています。

「地下水揚水量と地盤変動量の推移」



(注1) 本図は、土木技術支援・人材育成センター・環境局の資料を基に作成している。

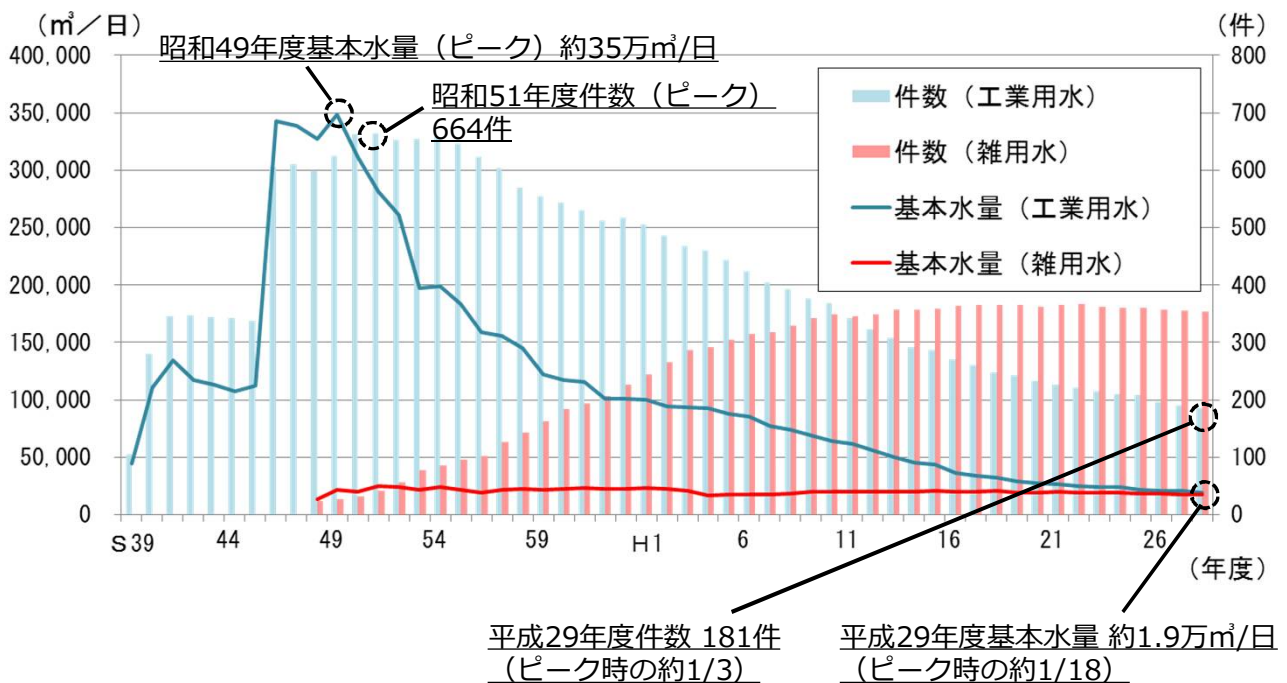
(注2) 平成23年度の地盤変動量のデータは、東北地方太平洋沖地震による影響が大きいため、示されていない。

# I 工業用水道事業の今後の方針

## 工業用水道の供給状況

- ・現在、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区及び江戸川区の8区並びに練馬区の一部に給水しています。
- ・平成29年度末現在、配水管は、口径400mm以上の配水本管が約108km、口径350mm以下の配水小管が約235km布設されており、また、平均配水量は約2.8万 $\text{m}^3$ /日となっています。
- ・工業用水の供給件数は、平成29年度末現在でピーク時の3分の1以下の181件、基本水量はピーク時の18分の1程度の約1.9万 $\text{m}^3$ /日、利用者1件当たりの基本水量は103.6 $\text{m}^3$ /日となっています。
- ・一方、雑用水の供給件数は、平成29年度末現在で350件と工業用水より多くなっていますが、基本水量は約1.7万 $\text{m}^3$ /日であり、利用者1件当たりの基本水量（集合住宅分を除く）も工業用水利用者の半分以下の42.3 $\text{m}^3$ /日となっています。

《給水件数及び基本水量の推移》



# I 工業用水道事業の今後の方針

## 経営改善の取組

- ・ 厳しい経営状況の中、安定的に工業用水道事業を運営していくため、費用縮減や収入確保に向けて、以下の取組を実施してきました。

### <1 施設能力の見直し>

- ・ 需要の減少に伴い、最大で4か所あった浄水場を順次統廃合し、三園浄水場に一元化しました。これに伴い、施設能力を最大時の72.6万 $\text{m}^3$ /日から、現在の17.5万 $\text{m}^3$ /日まで縮小しました。

### <2 職員数の削減>

- ・ 配水施設の維持管理業務等の水道事業への委託化、工業用水道事務所の廃止などにより、昭和40年度のピーク時に213人であった職員を、平成29年度末時点で約30分の1の7人まで削減しました。

### <3 収入の確保>

#### ① 料金改定

- ・ 昭和50年以降、国が定める基準料金の範囲内で4回にわたり増額改定を実施してきました。

#### ② 不要固定資産の売却

- ・ 浄水場の統廃合に伴う施設能力の縮小により、不要となった浄水場用地の水道事業会計への有償所管替え等を実施しました。

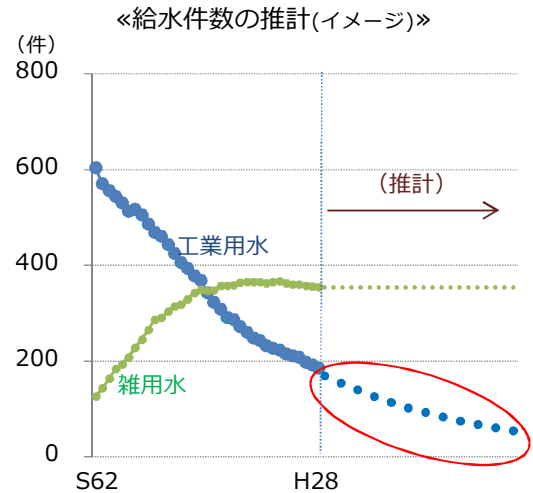
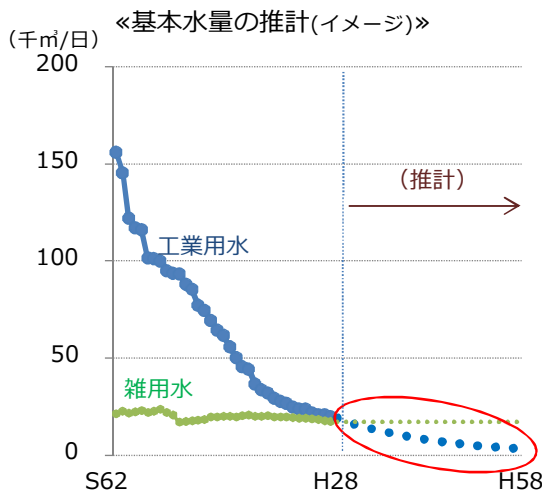
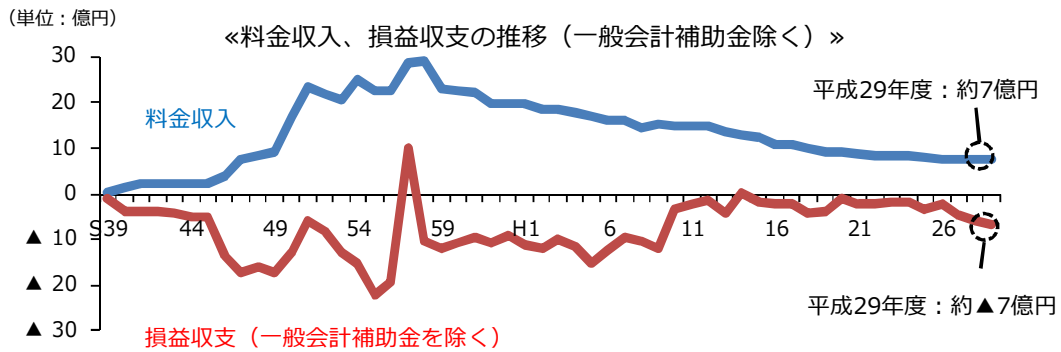
#### ③ 雑水の供給

- ・ 工業用水道施設の合理的活用と収入の確保、水資源の有効活用を図るため、冷却水、洗浄水、洗車用水などの雑水の供給を昭和48年から開始しました。
- ・ また、昭和51年からは、集合住宅のトイレ用水としても供給を開始しました。

# I 工業用水道事業の今後の方針

## 工業用水道事業が抱える課題

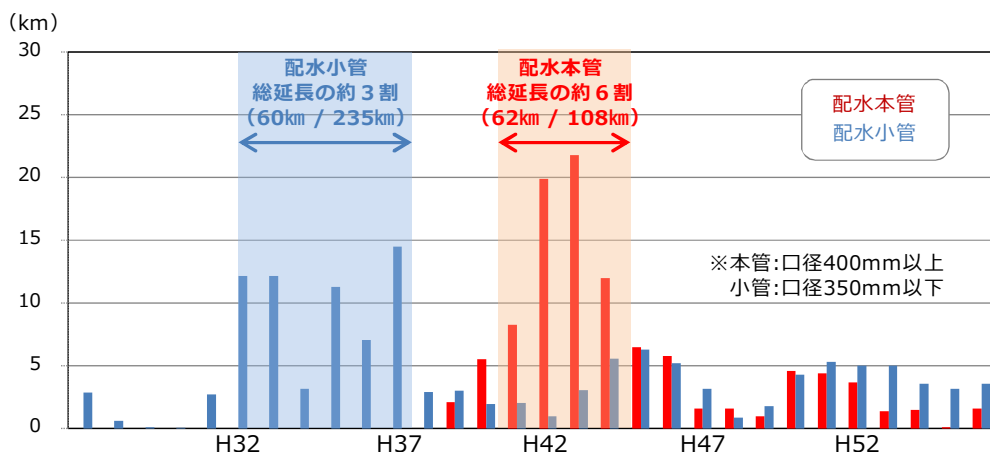
- ・ 工業等制限法による工場等の新增設に対する規制に伴い、給水区域内の工場数は減少し、工業用水の需要も減少しています。これまで可能な限りの経営改善の取組を実施してきましたが、一般会計からの繰入金があれば収支は赤字の状況が長期間継続しています。
- ・ 過去30年間の減少傾向が今後も続くと仮定した場合、工業用水の需要は減少の見込みです。



\* 上記グラフは、時系列傾向分析（過去の増減傾向を踏まえ、実績の趨勢に最も適合する傾向線を用いて推計する方法）により今後の見通しを推計したもの

- ・ 一方で、配水管については、事業開始から50年以上が経過し老朽化が進んでおり、技術的な見地から更新すべき時期が到来しています。
- ・ 浄水施設についても、しゅん工から40年以上経過しており、設備機器の老朽化が進行し、これ以上の更新の先延ばしは厳しい状況となっています。

「漏水の危険性が高いとされる配水小管52年目・配水本管67年目を迎える管路の年次別延長」



# I 工業用水道事業の今後の方針

## 包括外部監査報告書における意見（抜粋）

### <平成16年度>

工業用水道事業の廃止などを含めた抜本的に経営を改革することについて、関係各局とより具体的な検討を進められたい

### <平成26年度>

施設の老朽化問題を踏まえれば、工業用水道事業に関する経営改革の明確な方針を関係各局と連携して、着実に決定し推進されたい

## 有識者委員会の提言

- ・ 工業用水道事業のあり方について、専門家等の経験と見識を活用して検討を進めることを目的として、平成26年に「工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会」を設置しました。
- ・ これまで5回会議を開催し、平成30年6月に検討結果を取りまとめた報告書を公表しました。

### <委員会報告書・提言要旨>

- 都の工業用水道事業は、地盤沈下対策という所期の目的は達成したが、経営状況が厳しく、さらに配水管をはじめとした施設・設備の老朽化が進行し、大規模更新時期の到来が間近に迫る一方、ユーザー件数や使用水量は長期にわたり減少傾向にあり、今後も需要の増加が見通せないことから、廃止すべき
- ただし、事業が行政施策として開始されてきた経緯を踏まえ、廃止に当たっては、ユーザーの事業経営等への影響を最小限にとどめられるよう、ユーザーに対して十分な支援策を講じるべき
- 事業の廃止に当たっては、土地・建物、施設利用権等の既存資産を最大限活用し、費用の圧縮に努めるべき
- 地下水については、現行規制を継続しながら丁寧な検証に取り組むべき



# I 工業用水道事業の今後の方針

## 事業継続・廃止のコスト比較

事業継続

○老朽化施設の更新  
(約2,300億円のコスト)

〔・浄水施設 66億円  
・配水施設 2,262億円〕

※更新費用を料金に全額転嫁した場合、  
約8倍の値上げ(上水道料金を上回る水準)

事業廃止

○工業用水道を上水道からの供給に切替え  
(約965億円のコスト)

〔・配水管等の撤去コスト 849億円  
・利用者への支援策 386億円  
・費用圧縮(資産売却等) ▲270億円〕

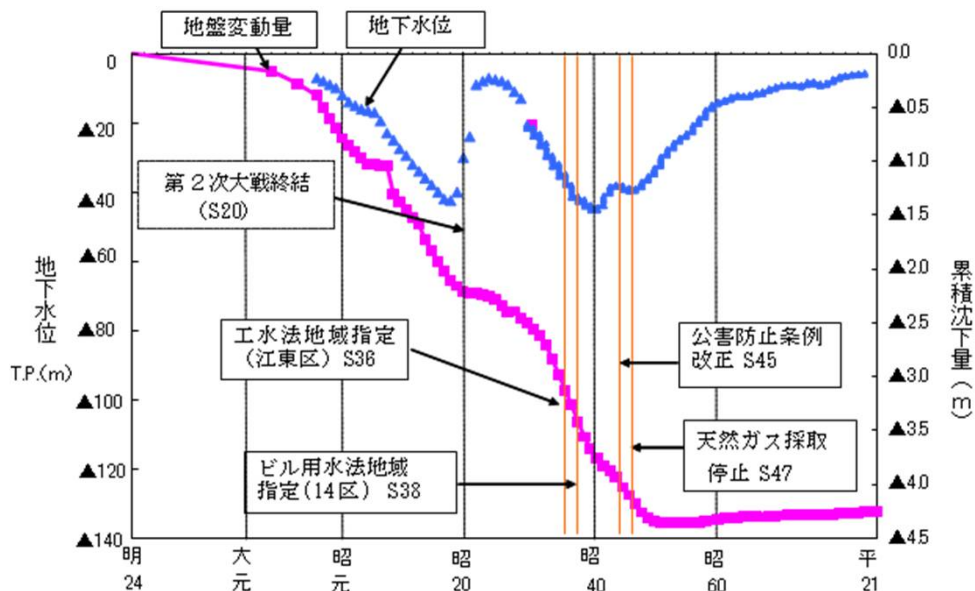
※上水道への切替えに伴う負担増を踏まえ、  
利用者に対する支援策の検討が必要

※報告書の考え方をもとに最新のデータで試算

## 地下水・地盤沈下の状況

- ・地盤沈下は大正の初め頃から進行し、高度成長期にピークに達し、低地部で最大4.5mの累積沈下を記録しました。地盤沈下は一度起こると元の地盤高には回復しえない不可逆的な現象です。
- ・著しい沈下の進行を受け、国は特定用途に法規制、都は条例により区部のみならず多摩地域についても独自規制を行っています。
- ・揚水規制等の実施により昭和50年代以降から地盤沈下は沈静化傾向にあります。

《累積沈下量及び地下水位の経年変化(江東区亀戸第1)》



# I 工業用水道事業の今後の方針

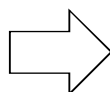
## 地下水対策検討委員会の検証（H28.7公表）

### 【新たな課題】

- 地下水を取り巻く社会状況の変化
  - ・ 東日本大震災後の災害用井戸ニーズ  
(例：病院や自治体による災害時の水確保)
  - ・ 多様な地下水利用ニーズ  
(例：上水利用者の地下水転換によるコスト削減)
- 国の施策の動き  
(水循環施策の総合的かつ一体的推進)
- ・ 水循環基本法（H26）、水循環基本計画（H27）
- 地下水を含む水を総合的に管理し、地域関係者が協議・連携する取組

### 【地下水と地盤の現況】

- <全体の傾向>
- 地下水位は回復傾向にあり、地盤沈下も沈静化傾向が継続
  - 一方で、一部の地域では地盤収縮などの局所的な課題が残る
- <分析のポイント>
- ① 区部、多摩地域ともに地盤沈下が起きるポテンシャルがある
  - ② 多摩地域での揚水が、離れた区部の地下水位に影響を与えている



現行規制を継続しながら、時間をかけ丁寧な検証に取り組む必要

### «都内の揚水規制（設置可能な揚水施設の基準）»

ポンプ吐出口断面積	対象地域	揚水量の上限	掘削深度	適用法令
6㎡以下	23区・26市 瑞穂町・日の出町	月平均 10㎡/日 (1日最大20㎡)	制限なし	環境確保条例
6㎡超～21㎡以下	同上 [深度は4区分]	制限なし	400～650m以深	環境確保条例 工業用水法 ビル用水法
21㎡以上	23区・26市 瑞穂町・日の出町	設置禁止		

※ 月平均 10㎡/日は、都条例に基づく規制（手続は事務処理特例条例により区市が実施）

# I 工業用水道事業の今後の方針

## 工業用水道事業の廃止

- ・都の工業用水道事業は、地下水揚水規制の代替水を供給する行政施策として開始し、これまで地域の産業基盤を支えてきました。また、工業用水の供給とともに地下水の揚水規制の強化を推進した結果、昭和50年代には地盤沈下がほぼ沈静化するなど、一定の成果をあげてきました。
- ・一方で、供給区域の工場数の減少や水使用の合理化などによる需要の減少に伴い、料金収入が落ち込み、一般会計からの繰入金があれば収支は赤字であり、今後も需要の増加が見込めず、厳しい経営状況にあります。
- ・都はこれまで可能な限りの経営改善の取組を実施してきましたが、今後は老朽化した施設の大規模な更新時期を迎え、更新に多大な費用を要するなど、一層厳しい経営状況になると考えられます。
- ・こうしたことから、都では、事業の抜本的な経営改革について、検討を進めてきた結果、工業用水道事業については、平成35年（2023年）3月31日をもって事業を廃止いたします。（平成31年4月1日から順次上水道へ切り替えてまいります。）
- ・事業廃止に当たっては、利用者の経営等への影響を最小限にとどめることが必要であることから、「支援計画」を策定し、きめ細かく対応してまいります。
- ・なお、長期的な観点から、事業廃止後も支援の内容や対象については、検証を重ねてまいります。
- ・廃止にかかるコストについては、工業用水道事業の土地・建物、施設利用権等の既存資産を最大限活用し、その圧縮に努めてまいります。
- ・地下水については、現行規制を継続しながら、丁寧な検証を進めてまいります。

# I 工業用水道事業の今後の方針

## お客さまへの個別訪問

### 概要

事業廃止に伴う支援計画の策定に当たって、お客さまを個別訪問し、説明・調査を実施

[訪問対象]

308件（工業用水利用者：180件、雑用水利用者：128件）

⇒ 286件（全体の93%）を訪問済

### お客さまからのご意見・ご要望

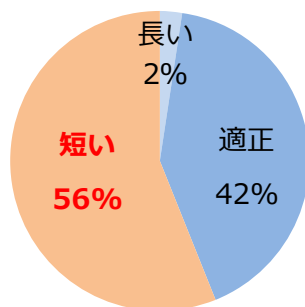
#### [上水道への切替えに伴う料金差額支援に対する意見（工業用水利用者）]

（参考：有識者委員会報告書の支援期間）

切替（料金据置）期間4年+激変緩和（料金引上げ）期間8年 = 12年

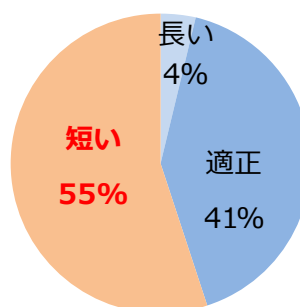
##### 「切替（料金据置）期間」

※訪問済の工業用水利用者163件のうち、意見のあった82件の内訳



##### 「激変緩和（料金引上げ）期間」

※訪問済の工業用水利用者163件のうち、意見のあった80件の内訳



※ 雑用水利用者も含めた場合

（工業用水利用者に加え、訪問済の雑用水利用者123件のうち意見のあった43件を加えたもの）

- ・切替期間は「長い」及び「適正」が52%、「短い」が48%
- ・激変緩和期間は「長い」及び「適正」が48%、「短い」が52%

#### [事業廃止に関するお客さまからの主な要望]

##### <料金差額>

- ・ 支援期間については、可能な限り長くすること [= 10年程度では短過ぎる]
- ・ ユーザー間で切替工事のタイミングが違うが、それによって料金据置期間の長短に影響がないようにしてほしい
- ・ 差額支援の期間延長をお願いしたい
- ・ もっと長い期間を設けて切替え・激変緩和を行ってほしい
- ・ 工業用水と同じ料金で上水を使用できるようにしてほしい

# I 工業用水道事業の今後の方針

## お客さまからのご意見・ご要望

### <地下水・井戸>

- ・ 地下水（井戸）の利用（設置助成）を認めるべきだ
- ・ 井戸使用の支援をしてほしい
- ・ 地下水の揚水規制緩和及び掘削費用、ポンプ及びタンクの設置費用を負担してほしい
- ・ 揚水規制の緩和と井戸設置の支援をしてもらいたい
- ・ 井戸は使いたいが、地盤沈下も心配だ

### <追加支援>

#### 《工事》

- ・ 既存の工業用水道施設（タンク、給水管など）の撤去を支援してほしい
- ・ 水圧を確保するため、増径工事等は都で確実に実施してほしい
- ・ 安くなるのであれば、早めに切り替えしてもらいたい

#### 《設備》

- ・ 節水設備の導入を支援してほしい
- ・ 水の再利用ができる循環装置や冷却装置、水再生装置を設置してもらいたい
- ・ 塩素除去装置だけでなく、節水設備・機器への支援をしてほしい
- ・ 「塩素の影響を受ける業種を対象」とある業種のための支援では、不平等だ
- ・ 新たに必要となる設備設置費用に対する補助をお願いしたい

#### 《産業》

- ・ 水質変化の影響や工業用水道施設の転用が可能かなど、技術的助言が受けられるようにしてほしい
- ・ 経営相談のため、中小企業診断士を派遣してほしい
- ・ 都の相談窓口等のメニューを提示・紹介してほしい

## Ⅱ 支援計画（案）

### 支援計画一覧（工業用水・一般雑用水）

支援計画		概要
(1) 料金差額補填		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水をご利用のお客さま 切替据置期間4年、据置期間6年、激変緩和期間10年を設定し、料金差額を補填</li> <li>一般雑用水をご利用のお客さま 切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、料金差額を補填</li> </ul>
(2) 上水道への切替工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道給水管の撤去（切替えなしの撤去含む）</li> <li>上水道給水管の設置</li> </ul>
(3) 設備 ・ 産業	上水道への切替えに伴う料金以外の影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む）</li> <li>塩素除去装置の設置</li> </ul>
	節水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>水の循環・冷却等の設備の設置</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置</li> </ul>
	経営・技術支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料相談窓口の設置</li> <li>中小企業診断士等の専門家派遣（経営改善）</li> <li>販路拡大に向けた展示会出展への支援</li> <li>新製品・技術開発に向けた支援 など</li> </ul>

## Ⅱ 支援計画（案）

### （1）料金差額補填

#### 【支援内容】

○工業用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間6年、激変緩和期間10年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

○一般雑用水をご利用のお客さま

切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

#### 【対象】

工業用水及び一般雑用水をご利用のお客さま

#### ・切替据置期間

工業用水道から上水道への切替工事などを行う期間として「切替期間」を設けています。切替期間中は、切替順序により不公平が生じないように、上水道に切り替えた全てのお客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

#### ・据置期間及び激変緩和期間

上水道への切替えに伴う経済的負担を緩和するため、「据置期間」及び「激変緩和期間」を設けています。

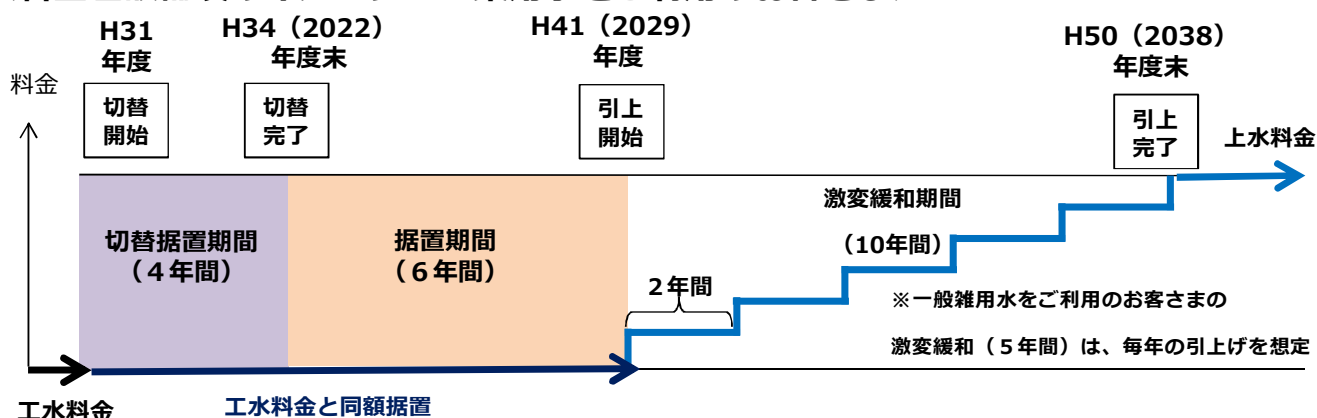
「据置期間」は、切替据置期間に引き続き、お客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

「激変緩和期間」は、お客さまの料金を段階的に引上げ、上水道料金と引上げ後の料金との差額を補填します。

#### ※官公庁施設

工業用水道を使用する官公庁施設は、切替据置期間のみとし、据置期間及び激変緩和期間は対象外とします。

#### <料金差額補填のイメージ：工業用水をご利用のお客さま>



## Ⅱ 支援計画（案）

### （２）上水道への切替工事

#### 【支援内容】

- 工業用水道給水管の撤去  
現在布設されている工業用水道給水管（受水タンクまで）を撤去します。
- 上水道給水管の設置  
工業用水道給水管に代わり、上水道給水管（受水タンクまで）を設置します。

#### 【対象】

工業用水及び一般雑用水をご利用のお客さま

#### ・切替工事

工業用水道事業の廃止に伴い、引き続き水道をご利用になるためには、工業用水道の給水から上水道の給水に切り替える必要があります。

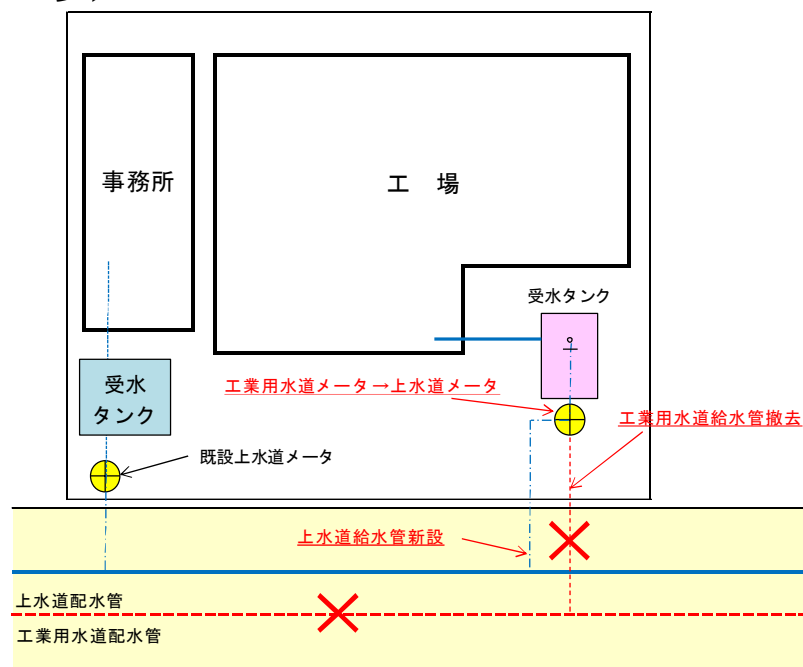
このため、現在布設されている配水管から受水タンクまでの工業用水道給水管の撤去及び上水道給水管の設置工事について、都の費用負担で実施します。（水道のご利用を中止されるお客さまには、工業用水道給水管の撤去のみを実施）

なお、上水道への切替えによる水圧の低下を防止するため、一部の上水道配水管については、増径工事等を実施することがあります。

#### ・切替工事の対象範囲

都の費用負担による切替工事の範囲は、給水管から受水タンクの間を対象とし、原則として工場内の配管等は対象とはなりません。

#### <切替工事のイメージ>





## Ⅱ 支援計画（案）

### （3）設備・産業

#### 上水道への切替えに伴う料金以外の影響への対応

##### 【支援内容】

##### ○受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む）

水の逆流防止のための受水タンクを設置します。また、受水タンクを設置した際に必要となるポンプ設備を設置します。

##### 【対象】

現在、受水タンクが設置されていないお客さまなど

#### ・受水タンクの設置（受水タンク直下のポンプ設置含む）

上水道への切替えに伴い、水の逆流を防止するため、受水タンクを設置する必要があります。このため、受水タンクを設置していないお客さまなどを対象に、都が受水タンク設置にかかる費用を負担します。

また、受水タンクを設置したことにより水圧が不足するなどの理由から、ポンプの設置を希望されるお客さまを対象に、都がポンプ設置にかかる費用を負担します。

※工業用水道事業の廃止決定後、お客さまの上水道への切替えにあわせて実施します。

##### 【支援内容】

##### ○塩素除去装置の設置

上水道に含まれる塩素を除去するための設備を設置します。

##### 【対象】

上水道への切替えにより必要となる設備の設置を希望されるお客さま

#### ・塩素除去装置の設置

上水道には工業用水道には含まれていない塩素が含まれているため、塩素が生産活動に影響を及ぼす等の理由から、希望されるお客さまを対象に、塩素除去装置を都の費用負担で設置します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

### 節水対策

#### 【支援内容】

##### ○水の循環・冷却等の設備の設置

料金対策の支援として、使用した水の循環・冷却等の節水対策に資する設備を設置します。

#### 【対象】

工業用水を利用するお客さまで、上水道への切替えにより必要となる設備の設置を希望されるお客さま

#### ・水の循環・冷却等の設備の設置

上水道への切替えに伴い、料金の上昇が予想されるため、節水による料金上昇への対策として、設置を希望されるお客さま（工業用水を利用するお客さまに限ります）を対象に、都の費用負担で水の循環・冷却設備等の設備を設置します。

なお、対象設備をはじめとする補助要件の詳細は、料金据置期間中に決定します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

#### 【支援内容】

現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置に必要な費用を負担します。

#### 【対象】

工業用水を利用するお客さまで、現行の規制範囲内における井戸の掘削及び揚水等に必要な設備の設置を希望されるお客さま

#### ・井戸設置

現行の地下水揚水規制の範囲内における揚水量は月平均10m<sup>3</sup>/日（1日最大20m<sup>3</sup>）となります。

なお、補助対象設備などの詳細については、料金据置期間中に決定します。

※設置や導入にかかる調査費及び工事費用を含めて、都が負担します。

※ランニングコストは都の負担の対象外となります。

## Ⅱ 支援計画（案）

### 経営・技術支援

#### 【支援内容】

##### ○無料の相談窓口の設置

※なお、都では現在、中小企業に対して以下のような支援を行っています。

- ・経営改善に向けた中小企業診断士等の専門家派遣
- ・販路拡大に向けた展示会出展への支援
- ・新製品・新技術開発に向けた支援 など

#### 【対象】

経営・技術に関する相談を希望される中小企業のお客さま

#### ・相談窓口の設置

経営・技術に関する相談に対応するため、工業用水道の供給区域内に無料の経営相談窓口を設置します。

## Ⅱ 支援計画（案）

### 支援計画一覧（集合住宅）

支援計画	概要
(1) 料金差額補填	・切替据置期間 4 年、据置期間 3 年、激変緩和期間 5 年を設定し、料金差額を補填
(2) 上水道への切替工事	・工業用水道給水管等の撤去 ・上水道給水管の設置

## Ⅱ 支援計画（案）

### （1）料金差額補填

#### 【支援内容】

切替据置期間4年、据置期間3年、激変緩和期間5年を設定し、上水道料金との差額を都が補填します。

#### 【対象】

集合住宅のトイレ用水として工業用水道をご利用のお客さま

#### ・切替据置期間

工業用水道から上水道への切替工事などを行う期間として「切替期間」を設けています。

切替期間中は、切替順序により不公平が生じないように、上水道に切り替えた全てのお客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

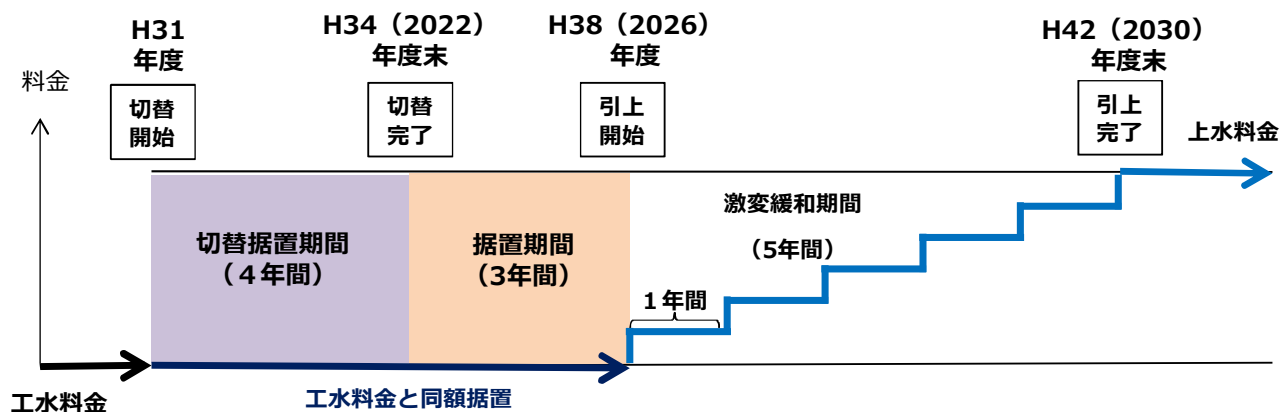
#### ・据置期間及び激変緩和期間

上水道への切替えに伴う経済的負担を緩和するため、「据置期間」及び「激変緩和期間」を設けています。

「据置期間」は、切替据置期間に引き続き、お客さまの料金を工業用水道料金の水準に据え置きます。

「激変緩和期間」は、お客さまの料金を段階的に引上げ、上水道料金と引上げ後の料金との差額を補填します。

#### <料金差額補填のイメージ>



## Ⅱ 支援計画（案）

### （２）上水道への切替工事

#### 【支援内容】

- 工業用水道給水管等の撤去  
現在布設されている工業用水道給水管等の撤去を実施します。
- 上水道給水管の設置  
工業用水道給水管に代わり、上水道給水管を設置します。

#### 【対象】

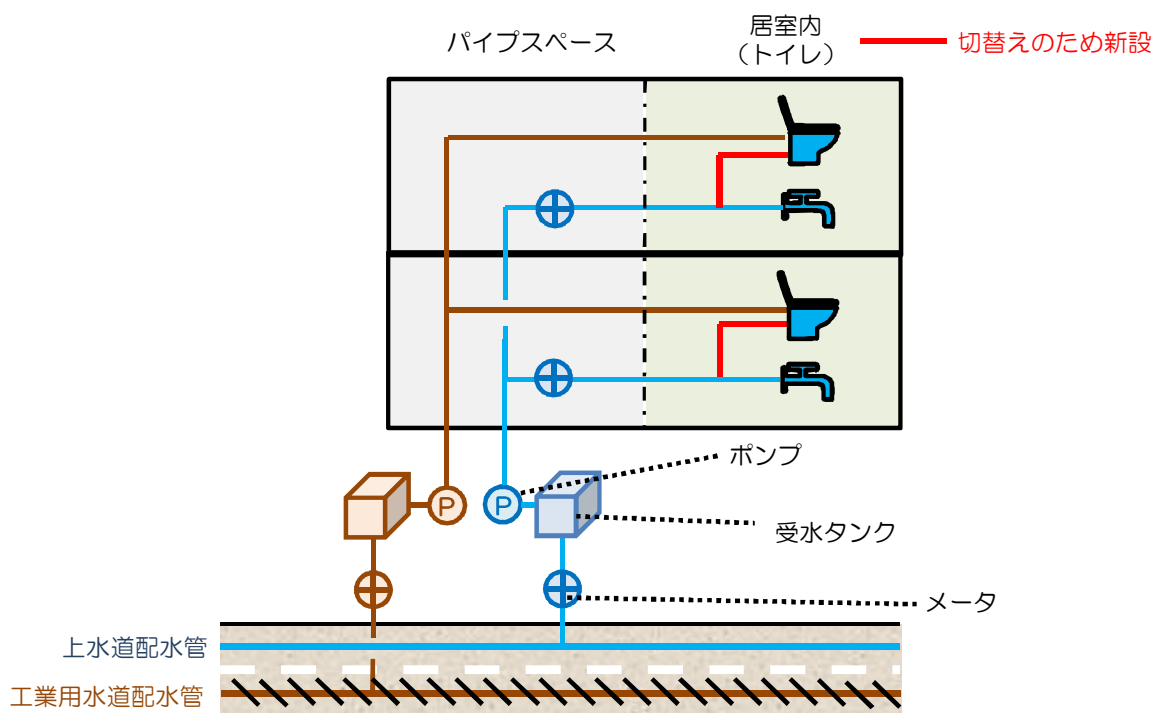
集合住宅のトイレ用水として工業用水道をご利用のお客さま

#### ・切替工事

工業用水道事業の廃止に伴って、引き続き水道をお使いになるためには、工業用水道の給水から上水道の給水に切り替える必要があります。

このため、現在布設されている工業用水道給水管等の撤去と、上水道給水管の設置を、都の費用負担で実施します。（居室内のトイレ配管を含む）

#### <切替えイメージ図>



# お問合せ先

---

本資料に関するお問合せは、下記へお願いします。

○工業用水・一般雑用水としてご利用のお客さま  
【各地区一元窓口】

- 1 墨田区、江東区及び江戸川区のお客さま
  - (1) 対応部署名 東部第一支所
  - (2) 所在地 江東区新砂1-7-2
  - (3) 電話 03-3640-4392
- 2 荒川区、足立区及び葛飾区のお客さま
  - (1) 対応部署名 東部第二支所
  - (2) 所在地 荒川区南千住6-40-1
  - (3) 電話 03-3802-2941
- 3 北区、板橋区及び練馬区のお客さま
  - (1) 対応部署名 北部支所
  - (2) 所在地 練馬区中村北1-9-4
  - (3) 電話 03-3999-8936

【水道局浄水部工業用水道担当】

・電話 : 03-5320-6456

○集合住宅のトイレ用水としてご利用のお客さま  
【東京都水道局お客さまセンター】

・電話 : 03-5326-1101

